

令和6年度 第3回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年8月16日（金） 午後9時00分～午後9時33分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金専門部会報告
（2）長崎県最低賃金の改正について（答申）
（3）その他
- 5 審議要旨
 - （1）長崎県最低賃金の改正について
 - ①専門部会報告
 - ・本日開催した第4回専門部会において決定した専門部会報告書について、専門部会長より会長に報告された。
 - ②専門部会報告の採決
 - ・専門部会報告「長崎県最低賃金を55円引き上げて、1時間953円とする。」ことについて採決した。
 - ・その結果、公益委員4名、労働者側委員5名の合計9名が賛成、使用者側委員5名が反対との結果になり、専門部会報告のとおり決定された。
 - ・効力発生日については、「法定発効日」とされ、答申文案について公労使各委員に了承され、結審した。
 - ③答申
 - ・長崎地方最低賃金審議会会長より、長崎労働局長に答申が行われた。
 - （2）今後の審議日程について
 - 次回以降の審議日程（予定）を次のとおりとした。
 - ・第4回本審（特定最低賃金の改正の必要性）
8月21日（水）9：30～ 長崎労働局8階会議室
 - ・第5回本審（異議審他）
9月3日（火）9：30～ 長崎労働局8階会議室